

68・69歳の方へ

# 医療費助成制度

# 神福のご案内

健康保険を使って病院・薬局などにかかったとき、医療費の一部を助成しています。

☎国保年金課 ☎0299-90-1143

新たに対象となる方へは、通知を送付しますので、ご確認ください。

**対象**＝市内在住の68歳・69歳の方

※次の方は、対象外となります

●「現役並み所得者」

●後期高齢者医療制度の被保険者

**対象期間**＝68歳の誕生月の初日～70歳の誕生月の末日

※1日生まれの方は、70歳の誕生月の前月の末日まで

**通知の時期**＝68歳の誕生月の前月中旬

## 「現役並み所得者」とは

次の両方に該当する方です。

●住民税課税所得が145万円以上の68～74歳の方

└ 年収が383万円以上(68～74歳の人が1人の世帯)

└ 年収が520万円以上(68～74歳の人が2人以上の世帯)

※毎年8月に所得の再判定をします

※対象となる方へは、通知を送付します

## 神福制度の仕組み

対象者の医療費の自己負担は2割となります。

医療機関では一部負担金(3割)を支払い、後日、登録された口座に市から1割分が振り込まれます。

※限度額認定証を利用する場合や、高額療養費などが該当する場合は、助成割合が変わることがあります

## 「神栖市市長等の政治倫理に関する条例」に基づく辞退届の提出状況

☎総務課 ☎0299-90-1125

辞退届とは、市長など(市長、副市長、教育長)が「神栖市市長等の政治倫理に関する条例」の規定に基づき、「市長等の配偶者若しくは2親等内の親族若しくは同居の親族若しくは市長等本人が役員をしている企業又は市長等が実質的に経営に携わる企業」が市と契約を結ぶことを辞退する届け出です。

辞退届の提出状況について、条例の規定に基づき公表します。

届出者	関連企業名	提出日
市長 石田 進	有限会社グリーンネット	2021年4月30日
同上	有限会社グリーンフィールド	同上
同上	株式会社石田丸漁業	同上
同上	株式会社角石漁業	同上

## 児童扶養手当の現況届

☎こども福祉課 ☎0299-90-1205

児童扶養手当の受給資格者(支給停止者を含む)は、毎年8月1日現在の養育状況と前年の所得状況を届け出る必要があります。



場所	総合支所・防災センター	保健・福祉会館
受付日時	8月2日(月)・3日(火) 午前9時～午後7時	8月5日(木)・6日(金) 午前9時～午後7時 8月8日(日・祝) 午前9時～午後5時

※感染症の状況により期間などが変更になる場合があります

## 持参物

- 郵送される現況届用紙
  - 「養育費等に関する申告書」
  - 印鑑(朱肉を使うもの)
  - その他(認定理由により異なります)
- ※「支給開始月から起算して5年」または「支給要件に該当した月から起算して7年」を過ぎた受給者には、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(緑色)」を郵送しています。現況届と一緒に提出してください

次のような場合は手当の受給資格がなくなる場合や、支給額が変更となる場合があります。窓口で相談してください。

- 受給者が婚姻した(事実婚を含む)
- 受給者や児童が公的年金を受給するようになった
- 児童が父または母が受ける障害基礎年金の加算対象になった など

詳しくは  
コチラ



## 児童扶養手当とは

父または母と生計が異なる児童が育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

## 児童扶養手当の対象となる児童

次のような場合で、18歳以後最初の3月31日までの間にある児童

※身体や精神に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで

- 父母が婚姻を解消した
- 父または母が死亡した
- 父または母が一定の障害の状態にある など

## 相談窓口を開設します

就労・生活・修学資金などの相談に応じます。

茨城県母子・父子自立支援員による悩みごと相談窓口 ☎鹿行県民センター ☎0291-33-6264

場所	総合支所・防災センター	保健・福祉会館
日時	8月2日(月) 午前10時30分～午後2時30分	8月5日(木)・6日(金) 午前10時～午後3時

就職支援ナビゲーターによる臨時相談窓口 ☎常陸鹿嶋公共職業安定所 ☎0299-83-2318

場所	総合支所・防災センター	保健・福祉会館
日時	8月2日(月) 午前10時～午後3時	8月6日(金) 午前10時～午後3時